

事例番号:320098

原因分析報告書要約版

産科医療補償制度
原因分析委員会第一部会

1. 事例の概要

1) 妊産婦等に関する情報

経産婦

2) 今回の妊娠経過

特記事項なし

3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 39 週 0 日

19:45 陣痛開始のため入院

4) 分娩経過

妊娠 39 週 1 日

9:00 オキシトシン注射液による陣痛促進開始

16:20- 胎児心拍数陣痛図で胎児心拍数基線 60 拍/分台の徐脈および高度変動一過性徐脈を認める

17:16 出血多量、胎児徐脈のため帝王切開で児娩出

腹腔内出血貯留(約 300g)、子宮左壁に縦方向の裂傷あり

5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:39 週 1 日

(2) 出生時体重:2700g 台

(3) 臍帯動脈血ガス分析:pH 6.60 以下、BE 不明

(4) Apgar スコア:生後 1 分 5 点、生後 5 分 5 点

(5) 新生児蘇生:人工呼吸(バック・マスク)

(6) 診断等:

出生当日 重症新生児仮死、低酸素性虚血性脳症

(7) 頭部画像所見:

生後 7 日 頭部 MRI で大脳基底核・視床に信号異常を認める

6) 診療体制等に関する情報

(1) 施設区分:診療所

(2) 関わった医療スタッフの数

医師:産科医 2 名

看護スタッフ:助産師 1 名、看護師 3 名

2. 脳性麻痺発症の原因

- (1) 脳性麻痺発症の原因は、子宮破裂による胎児低酸素・酸血症によって低酸素性虚血性脳症を発症したことであると考えられる。
- (2) 子宮破裂の原因は不明である。
- (3) 子宮破裂の発症時期を特定することは困難であるが、妊娠 39 週 1 日 16 時 20 分頃から子宮破裂を発症した可能性がある。

3. 臨床経過に関する医学的評価

1) 妊娠経過

妊娠中の管理は一般的である。

2) 分娩経過

- (1) 入院時の対応(バイタルサインの測定、内診、GBS 陽性のため抗菌薬の投与、分娩監視装置装着)は一般的である。
- (2) 微弱陣痛のためオキシトシン注射液を使用したことは一般的であるが、オキシトシン注射液の使用について文書による説明と同意を取得せず口頭で説明を行ったことは基準から逸脱している。
- (3) オキシトシン注射液の開始時投与量(オキシトシン注射液 5 単位+糖類製剤 500mL を 30mL/時間で投与開始)は基準から逸脱している。
- (4) オキシトシン注射液の増量法は一般的である。
- (5) オキシトシン注射液投与中の分娩監視方法(分娩監視装置を断続的に装着)は基準から逸脱している。
- (6) 妊娠 39 週 1 日 16 時 20 分以降の胎児心拍数波形異常に対する助産師の対

応(体位変換を行い、医師に報告)は一般的である。

- (7) 胎児心拍数波形異常に対する医師の対応(内診、出血多量・胎児徐脈のため帝王切開を決定し、文書を用いて説明し同意を得たこと)は医学的妥当性がある。
- (8) 帝王切開決定から 31 分後(「原因分析に係る質問事項および回答書」による)に児を娩出したことは適確である。
- (9) 臍帯動脈血ガス分析を実施したことは一般的である。

3) 新生児経過

新生児蘇生(バッグ・マスクによる人工呼吸)は一般的である。

4. 今後の産科医療向上のために検討すべき事項

1) 当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

- (1) オキシシン注射液による分娩誘発・陣痛促進を行う場合は、文書による説明と同意を取得し、診療録に正確に記載することが望まれる。
- (2) オキシシン注射液を投与する際の開始時投与量および分娩監視方法については、「産婦人科診療ガイドライン-産科編 2017」に則して行うことが望まれる。

2) 当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

- (1) 胎児心拍数陣痛図の印字時刻と実時刻にずれが認められた。分娩監視装置などの医療機器については、時刻合わせを定期的に行うことが望まれる。
- (2) 新生児の搬送体制の整備をすることが望まれる。

【解説】 本事案では高次医療機関 NICU へ新生児搬送を決定するまで 1 時間 09 分を要しており、新生児搬送の体制の構築が望まれる。

- (3) 事例検討を行うことが望まれる。

【解説】 児が重度の新生児仮死で出生した場合や重篤な結果がもたらされた場合は、その原因検索や今後の改善策等について院内で事例検討を行うことが重要である。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

わが国における子宮破裂の発生頻度や発生状況について全国的な調査を行い、子宮破裂の関連因子および発症予防法について検討することが望ま

れる。

(2) 国・地方自治体に対して

新生児の搬送体制の整備をすることが望まれる。

【解説】 本事案では高次医療機関 NICU へ新生児搬送を決定するまで 1 時間 09 分を要しており、新生児搬送の体制の構築が望まれる。